

特定（産業別）最低賃金の日本標準産業分類表

件 名		岡山県各種商品小売業最低賃金
適用する 使用者	岡山県の区域内で各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者	
日本標準産業分類（平成25年10月改定）		
I56	各種商品小売業	
I560	管理，補助的経済活動を行う事業所（56 各種商品小売業）	
I5600	主として管理事務を行う本社等	
I5608	自家用倉庫	
I5609	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
I561	百貨店，総合スーパー	
I5611	百貨店，総合スーパー	
I569	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	
I5699	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	
L7282	純粹持株会社	

各種商品小売業について

衣、食、住にわたる各種の商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれかが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいう。

- 適用除外労働者
- 1 18歳未満又は65歳以上の者
 - 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 注) I560、L7282 の適用範囲は、上記「適用する使用者」欄を参照のこと。